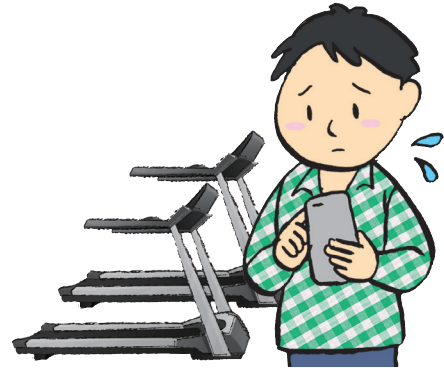


# 広島市消費生活センターだより

## スポーツジム等の 契約トラブルに あわないために



### 事例

新しくできたスポーツジムの会費が手頃だったので契約した。スマートフォンで手続きを行い、利用中もジムの人と対面で会うことがないシステムだった。ジムに通うことができなくなったので解約しようとしたが、事業者の電話窓口がなく、ジムにも担当者がいないので直接申し出ることもできない。

### アドバイス

- スポーツジム等を契約する前には、解約時(休会時・退会時)の連絡先や精算方法、プランの期間等について確認しましょう。解約するときは、解約の手続き方法や申し出期間を十分に確認しましょう。
- 体験やお試しプランの場合、プラン終了後に自動更新になるかどうか確認しましょう。自動更新の場合、解約しない限り料金の引き落としが続いてしまいます。
- 無人で運営されているジムが増加しており、対面でのやり取りができない場合があります。事業者と連絡が取れない場合は、複数の連絡手段で問い合わせましょう。

**困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。**

## 広島市消費生活センター

# ☎082-225-3300

相談無料  
秘密厳守  
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))